

第15回 鈴鹿市景観審議会 議事要約書

- 1 日時：令和4年1月24日（月）14時00分から14時45分
- 2 会場：鈴鹿市役所 本館6階 庁議室
- 3 出席者：
（景観審議会委員）
（オンライン出席）
岡本肇（会長）、藤枝律子、宮本正一
（会場出席）
内山安司、福嶋礼子、堀田長久、森日出子、吉島隆子
（鈴鹿市）
都市整備部長 今村隆之
都市整備部参事 伊藤実
都市計画課長 奥西真哉
（事務局）
都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志
同グループ 鈴枝寛規、岩井佑樹
- 4 議題：
 - （1）議案第1号 鈴鹿市景観計画改定に伴う鈴鹿市景観審議会専門部会の設置について
 - （2）議案第2号 鈴鹿市景観審議会の運営について
 - （3）議案第3号 鈴鹿市景観審議会傍聴要領の改正報告
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍聴者：0名
- 7 議事録署名人：内山委員、福嶋委員
- 8 配布資料：第15回 鈴鹿市景観審議会 事項書
第15回 鈴鹿市景観審議会 議案書
- 9 審議会の内容（要約）

事務局（課長）

それでは、只今から第15回鈴鹿市景観審議会を開催します。

委員の皆様には、年始のお忙しいところ、当審議会に出席いただき、ありがとうございます。本日の審議会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、一部委員の方がオンラインでの参加であることを報告します。また、会場参加委員には、マスク着用による会議進行に協力願います。それでは、まず副市長より挨拶します。

副市長

皆様には、本日は、お忙しい中、第15回 鈴鹿市景観審議会に出席いただき、ありがとうございます。また、日頃は、本市の景観行政を始め、市政各般にわたり、格別の御理解、御協力をいただき、深く感謝します。当審議会は、本市の景観計画に関する事項について、審議いただく重要な審議会です。本市の景観の保全・創出に向けた基本的な方針を定めた「鈴鹿市景観計画」が、令和5年度で計画期間が終了することから、改定作業を進めるに当たり委員の皆様の建設的なご意見を頂戴しながら進めたいと考えています。

委員の皆様方には、何かとお世話いただきますが、よろしく申し上げます。

本日は、諮問案件はありませんが、次の3つの案件を議題として説明します。

議題（1）

「鈴鹿市景観計画の改定に伴う鈴鹿市景観審議会 専門部会の設置について」

議題（2）

「鈴鹿市景観審議会の運営について」

議題（3）

「鈴鹿市景観審議会傍聴要領の改正報告」

皆様から貴重なご意見を頂きたいと考えております。審議の程、よろしく申し上げます。

事務局（課長）

申し訳ありませんが、副市長は他の公務がありますので、ここで退席をします。理解願います。

（副市長退席後）

続いて、審議会委員改選に伴う会長及び副会長の互選を書面にて行った結果、会長は岡本委員に引き続きお願いし、副会長は豊田委員にお願いすることとなりましたので、報告します。

なお、本日は、改選後、初めての審議会ですので、改めて皆様方をお手元の名簿により紹介をしますので、名前を読み上げたら、挨拶をよろしく申し上げます。

（委員及び職員順次自己紹介）

続いて、お手元に配布しました資料を確認願います。

- ・第15回鈴鹿市景観審議会 事項書
 - ・第15回鈴鹿市景観審議会 議案書
- 過不足等はありませんか。

それでは、議事に入る前に、何点かお断りをします。

まず、議事録作成のため、録音します。議事録は、要約記録とし公開します。

また会長がオンラインでの出席ですので、質疑の際は、席に設置してあるマイクの「要求」ボタンを押し、会長への呼びかけをしていただき、会長から指名を受けた後に、発言をお願いします。その後発言が終了したら、「終了」のボタンを押してください。それでは、鈴鹿市景観審議会規則第3条第1項の規定に基づき、岡本会長に議長をお願いします。岡本会長、議事進行をよろしくをお願いします。

議長（会長）

本日は、審議会委員10名中8名の委員に出席をいただき、過半数に達しているため、鈴鹿市景観審議会規則第3条第2項の規定により、審議会は成立していることを報告します。

また、本日の傍聴人は、来られていません。

議事に先立ち、鈴鹿市景観審議会規則第6条に基づき、議事録署名人を2名指名します。本日の議事録署名人は、内山委員と福嶋委員になります。委員の皆様、よろしいですか。内山委員と福嶋委員、よろしくをお願いします。

それでは、手元の事項書に基づき進めます。議題（1）「鈴鹿市景観計画の改定に伴う鈴鹿市景観審議会専門部会の設置について」、事務局説明をお願いします。

事務局

議案（1）「鈴鹿市景観計画の改定に伴う鈴鹿市景観審議会専門部会の設置について」の説明をします。

鈴鹿市では、「鈴鹿らしさを次の世代に伝える景観づくり」を理念とした計画である鈴鹿市景観計画を策定し、運用しています。この景観計画では、

- ・自然や歴史、文化など鈴鹿市特有の良好な景観資源の保全・活用
- ・住みやすいまち、住んでみたいまち、訪れてみたいまちを創造する景観づくり
- ・市民が主役の景観づくり

という、3つの目標を設定し、市民が主体となり、地域それぞれの魅力を活かした景観づくりを進めています。

また、景観計画には、この目標が達成できるように、鈴鹿市内の代表的な景観特性のほか、景観法に基づく手続きを行う際、地域特性に沿った良好な景観を形成するための方針や基準が書かれています。また、これらに加え、市民が主役となった景観づくりを行っていくための地域のシンボルとなるような建物、樹木を認定・登録する「地域景観資産認定・登録制度」や、エリアを限定したきめ細やかな景観づくりを行っていくための施策である「地区別景観づくり計画」につい

でも定めています。

更に、景観計画では、計画の理念と目標の達成度を測るために、2つの成果指標を定めています。1つ目は、地域特性に応じた景観形成を図るための施策である「地区別景観づくり計画の策定数」です。こちらは、2023年度末5件という目標に対して、現時点で4件の策定です。内訳は、住居系が3件、工業系が1件です。写真は、道伯地区地区別景観づくり計画を策定した住宅地です。ゆとりと潤いのある住宅地が形成されていることが分かります。2つ目は、地域の身近な景観資源の認知度を高め、景観意識の醸成を図るための施策の登録・認定地域景観資産の登録数・認定数です。こちらは、2023年度末25件という目標に対して、現時点で27件です。内訳は、建築物19件、樹木8件で、全て登録地域景観資産です。現在は、写真のような歴史ある建築物や、見た目に美しい樹木が数多く登録されています。

続いて、景観計画の沿革について説明します。鈴鹿市が景観行政団体となった翌年の平成22年（2010年）10月に策定されました。その後、平成28年（2016年）12月に計画の一部改正を行いました。その際に、景観計画は、鈴鹿市総合計画2023の個別計画に位置付けられています。総合計画2023の計画期間とあわせて、景観計画も2023年度末に計画期間が満了することから、計画の見直しを行う必要があります。このことから、鈴鹿市景観審議会の部会として、鈴鹿市景観審議会専門部会を設置し、景観計画の見直しについて、専門的に議論いただきたいと考えています。

専門部会は、景観に知見を有する5名で構成予定であり、5名の方に、景観計画の見直しについて、専門的見地から議論していただき、その内容を景観審議会に対し、適宜報告を行う予定です。

続いて、景観計画の改定スケジュール案を説明します。景観計画は、令和4年度、令和5年度と2カ年に渡って改定作業を行っていく予定です。現時点での予定ですが、専門部会は、全部で3回の開催を予定しています。それでは具体的なスケジュール案を説明します。

本審議会では、専門部会の設置を認めていただいたら、令和4年夏頃に第1回専門部会を開催し、現行計画の成果指標の評価や改善点等の整理を行う予定です。続いて、令和4年の秋から冬に、第2回専門部会を開催し、新計画の改定方針や改定内容について議論していただきます。その後、第1回及び第2回専門部会の内容を、令和5年1月頃開催予定の景観審議会に報告します。令和5年度に入りましたら、第3回専門部会を開催し、令和4年度に議論していただいた内容を踏まえて作成した、景観計画の改定素案について議論をいただきます。現在のところ、専門部会は3回の開催を予定していますが、専門部会での意見等によっては、開催回数を変更する場合があります。

その後の予定ですが、第3回専門部会で議論いただいた内容を踏まえて、景観審議会に対し、最終改定案の内容についての諮問を行います。その後、パブリックコメントを実施し、改定案に市民意向を反映させた上で、再度、景観審議会に対して、最終改定案を報告します。

以上が景観計画の改定スケジュールになります。事務局としては、専門部会を設置し、景観計画の改定についての検討を進めたいと考えております。

議題（1）鈴鹿市景観計画の改定に伴う鈴鹿市景観審議会専門部会の設置についての説明は以上になります。ありがとうございました。

議長（会長）

質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

藤枝委員

改定スケジュールの最後の方だと、パブリックコメントを実施してもなかなか市民意向を反映しづらいと思いますが、どうでしょうか。

事務局

今、お示したスケジュール案では、パブリックコメントは1つしか記載していませんが、市民意向を反映することは重要だと考えています。改定作業をどのように進めていくかを検討しつつ、作業を進めていく上で、専門部会の意見などを参考にし、早い段階での民意取得を考えながら、景観計画の改定を行っていきたいと考えています。

福嶋委員

市民の意見を聞くことは重要だと考えます。まちづくり協議会や自治会などに対し、もっと積極的に意見の反映を考えてみてはどうでしょうか。

事務局

意見を参考にしながら、改定作業を進めていきたいと思っております。

議長（会長）

意見等出尽くしたようですので、ここで意見をまとめたいと思っております。市民意向については、意見が2つ出ましたので、今後検討いただきたいと思っておりますが、専門部会の設置に関しては、事務局案のとおりを認めたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（会長）

ありがとうございました。続きまして、議題（2）「鈴鹿市景観審議会の運営について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

議題の2つ目「鈴鹿市景観審議会の運営について」の説明をします。本日の審議会は、全国で新型コロナウイルス オミクロン株の爆発的な感染拡大が発生しており、三重県においても、まん延防止等重点措置が適用されていることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の緊急的な措置として、オンラインでの開催としました。

議題第2号は、このように審議会の開催において、会長がやむを得ない事情があると判断した場合に、審議会をオンライン開催で行うことができるように規則を変更する内容になります。

それでは、具体的な内容を説明します。議案書 議題第2号のとおり、鈴鹿市景観審議会規則の改正案を作成しました。資料をご覧ください。

第3条「会議」の項目の第3項として、「委員は会議への出席に当たり、会長が通知する場所へ参集するものとする。ただし、会長がやむを得ない事情があると認めたときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通信する方法（以下「オンライン」という。）により会議に出席することができるものとする。この場合において、オンラインによる会議への出席者は、会議に出席しているものとして取り扱い、次項の決議に加わることができるものとする。」という条文を追加しました。

また第6条には、オンライン参加者がいる場合の議事録作成時の取扱いについても追記しました。

なお、審議会のオンライン開催に関する事項のほかに、配布資料「鈴鹿市景観審議会運営要領」の内容を追加し、当該要領は廃止する予定です。

議題（2）鈴鹿市景観審議会の運営についての説明は以上になります。ありがとうございました。

議長（会長）

質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

議長（会長）

意見がないようなので、鈴鹿市景観審議会規則において、オンラインを併用することを認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

議長（会長）

ありがとうございました。続きまして、議題（3）「鈴鹿市景観審議会傍聴要領の改正報告」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議題（3）「鈴鹿市景観審議会傍聴要領の改正報告」についての説明をしま

す。先ほどの議題で、審議会の開催はオンラインで行うことができるように規則改正を行い、コロナ禍においても、安心して審議会運営を行えるようにすることを認めていただきました。本議案では、傍聴についても、直接会場に来場するほか、YouTubeによる視聴で審議会を傍聴できるように変更するものです。

議案書 議題第3号の鈴鹿市景観審議会傍聴要領の改正案をご覧ください。

第1条に、傍聴の方法を、来場傍聴とオンライン傍聴に定義し、それぞれがどのようなものかということを決めました。第3条では、傍聴するにあたっての手続き等を定めています。また、第2条では、それぞれの方法における定員を定め、第4条～第7条においては、傍聴に当たっての心構え等を示しています。

続いて、オンライン傍聴の際の手続きを説明します。

鈴鹿市では、審議会開催の10日程度前に、市のホームページに審議会の案内を掲載していますが、それと合わせて、オンライン傍聴の申込書と手続案内をホームページに掲載します。傍聴を希望される方は、その日から（閉庁日を除く）審議会開催の2日前の正午までに、オンライン傍聴の申し込みを行っていただきます。その後、審議会開催の前日までに、申し込みをした方に対して、YouTubeのURLを送付します。審議会当日、オンライン傍聴者は、審議会の開催時刻になったら、各自で準備したインターネット環境で、審議会を視聴します。なお、オンライン傍聴者に配布したURLは、当日のみ有効となります。

今回の改正については、都市計画審議会とあわせて、令和4年4月1日から運用を開始する予定です。

議題（3）鈴鹿市景観審議会傍聴要領の改正報告についての説明は以上になります。ありがとうございました。

議長（会長）

質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

福嶋委員

インターネット環境が準備できない傍聴希望者は、傍聴はできないでしょうか。それとも市役所内で傍聴環境を整えていただけられるのでしょうか。

事務局

インターネット環境が準備できない方については、会場に来て傍聴していただくこととなります。

宮本委員

オンライン傍聴の申込みは、オンラインで行う想定ですか。またライブ配信を予定しているとのことですが、録画配信は行わない予定ですか。

事務局

申込みは、インターネットのメールで行います。また現時点では録画配信の予定はありません。

議長（会長）

限定公開の設定を行った YouTube の URL を申込者に送付予定ですか。

事務局

その予定です。

議長（会長）

URL をメールで転送したり、SNS に掲載したりされると、不特定の人が閲覧可能になってしまうというリスクがありますが、問題はないですか。

事務局

景観審議会は原則、公開となっています。その中で、秘匿性のある内容については、会長判断で会議を非公開とする場合があります、その際はライブ配信も行いません。また、拡散のリスクについては、審議会では公開できるような内容を取り扱っていますので、大きな問題にはならないと考えています。

議長（会長）

御意見等出尽くしたように思いますので、ここで意見をまとめたいと思います。鈴鹿市景観審議会傍聴要領において、オンラインを併用することを認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

議長（会長）

ありがとうございました。これで、本日の議題はすべて終了しました。これで第15回鈴鹿市景観審議会の議事を終了します。進行を事務局に返します。

事務局（課長）

本日はありがとうございました。これで本日の審議会を終わります。

上記のとおり、第15回鈴鹿市景観審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人2名が署名する

署名人 内山 安司【原本は自署】

署名人 福嶋 礼子【原本は自署】